

答 申

第 1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成 1 8 年 1 1 月 6 日付けでした行政文書一部開示決定のうち、別紙一覧表「当審査会判断」欄に「開示」と記載の各項目については開示すべきであるが、その余は妥当である。

第 2 不服申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、実施機関に対し、平成 1 8 年 1 0 月 5 日付けで山梨県情報公開条例（平成 1 1 年山梨県条例第 5 4 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「(有) 自動車リサイクル法引取業者登録申請書、自動車リサイクル法フロン類回収業者登録申請書、自動車リサイクル法解体業許可申請書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、有限会社（以下「本件法人」という。）に係る別紙一覧表「文書番号」欄 からまでに掲げるもの（以下「本件文書」という。）を特定し、申立人に対し、平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日付けで、条例第 1 3 条第 2 項の規定に基づく開示決定等の期間の延長を決定するとともに、本件法人に対し、同日付けで条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づく意見書を提出する機会を付与した。

同法人は、実施機関に対し、平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日付けの意見書により、開示することについて支障がない旨の意見を提出している。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 1 8 年 1 1 月 6 日付けで本件文書の一部を開示しない旨の一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

本件処分は、本件文書のうち別紙一覧表「不開示項目」欄記載の各項目が条例第 8 条第 1 号又は同条第 2 号所定の不開示情報に該当するとして、これらを不開示としている。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成18年12月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議を申し立てた。

### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、別紙一覧表「異議申立て」欄に「対象」と記載の各項目（以下「本件項目」という。）について、これを不開示とした部分を取り消し、開示するとの決定を求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書で主張しているところは、次のとおりである。

- (1) 開示によって、当該企業が利益を損なうことは、考えられない。
- (2) 他の企業とで競争上の利益を害する恐れがあるとは、思われず、競争する企業が開示によって利益を得る事もないと考える。
- (3) 内部管理情報であっても、住民の、環境、健康を守ることのほうが優先されるべきで、住民の不安を取り除くために、当該企業は、事業の内容を住民に開示すべきであると考えます。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書及び口頭意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（略）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、その第2号において、次のように規定している。

第2号 「法人その他の団体（略。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも

の」

2 本件項目は、本件法人が行った、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第60条第1項の規定に基づく解体業の許可申請に関するものであるから、条例第8条第2号本文の「法人等に関する情報」に当たり、しかも、本件法人の、所有施設の処理能力、取引先、財務、保有財産、労務管理、営業方針若しくは作業工程に関する内部管理情報又は社会的信用に関する情報として同号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

そして、自動車リサイクル法において、自動車解体業者には、廃油及び廃液の地下浸透の防止のための必要な措置を講じること等が求められるところであるものの（同法第16条第2項、同施行規則第9条）本件法人の事業所においては、必要な施設が備えられており、一般的なガソリンスタンドや自動車整備工場に比べ環境リスクが高いものではないことから、同法人の事業活動によって人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれは認められず、ゆえに、本件の場合、同号ただし書の規定が適用される余地はない。

以上により、本件項目は、条例第8条第2号所定の不開示情報に該当する。

## 第5 審査会の認定事実及び判断

### 1 解体業許可制度について

(1) 自動車リサイクル法第1条は、「この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。

(2) 同法第60条第1項は、かかる目的を達成するための一手段として、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業（以下「解体業」という。）を行おうとする者は、「当該事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定している。

(3) 同法第61条第1項は、解体業の許可申請の手續として、「前条第1項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項

を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 第2号 事業所の名称及び所在地 第3号 法人である場合においては、その役員（略）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 第4号 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 第5号 事業の用に供する施設の概要 第6号 その他主務省令で定める事項」と定めている。そして、同条第2項は、「前項の申請書には、解体業許可申請者が次条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。」と規定し、第62条は、その第2号イからヌまでにおいて欠格要件を定めている。

(4) 同法第62条第1項は、許可の基準として、「都道府県知事は、第60条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と定め、その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること（第1号）及び解体業許可申請者が欠格要件に該当しないこと（第2号）を求めている。そして、同法施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第9号）第57条は、「法第62条第1項第1号の主務省令で定める基準」として、その第1号及び第2号において、以下のとおり規定している。

第1号 「施設に係る基準 イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車か

ら廃油（自動車の燃料に限る。以下この八において同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

二 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。」

第2号 「解体業許可申請者の能力に係る基準 イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。 使用済自動車及び

解体自動車の保管の方法 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。） 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。） 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 火災予防上の措置 □ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。」

## 2 本件法人等について

実施機関から提出を受けた書類及び実施機関に対する事情聴取の結果を総合すれば、次の事実が認められる。

### (1) 本件法人について

本件法人は、自動車、バイク等の輸出入及び販売、自動車、バイクの部品等の輸出入及び販売、自動車、バイクの修理及び解体、宝石の輸出入及び販売その他これらの業務に付帯する一切の業務を目的とする有限会社である。

同法人は、純然たる私法人であって、国、県、市町村その他の公的機関から公的助成、職員の派遣等を受けているものではない。

### (2) 本件項目が記録されている行政文書について

ア 前述のとおり、申立人が取消しを求めるのは、本件処分のうち本件項目に係る部分であり、かかる項目を含む行政文書は別紙一覧表「文書番号」（以下「文書番号」という。）欄 から までに掲げるものである。

イ 「文書番号」欄 に掲げる行政文書は、本件法人が実施機関に対し行った自動車リサイクル法第61条第1項の規定に基づく解体業の許可申請の処理に関する起案文書であり、起案文、解体業許可申請者の身元調査に関する書類、解体業許可申請書、添付書類及び標準作業書（平成16年9月20日本件法人制定）から成る。

ウ 「文書番号」欄 に掲げる行政文書は、本件法人が行った自動車リサイクル法第60条の規定に基づく解体業の許可に関する起案文書であり、起案文、解体業許可証（案）、実施機関（山梨県峡中地域振興局林務環境部長）から本件法人に対する通知文（案）、実施機関の職員が現地を確認したときに撮影し

た写真、本件法人から実施機関（山梨県峡中地域振興局林務環境部環境課）に対する改善報告書及び標準作業書（平成17年1月20日 本件法人改訂）から成る。

エ 「文書番号」欄 に掲げる行政文書は、本件法人が行った自動車リサイクル法第63条第1項の規定に基づく解体業変更届の処理にかかわる起案文書であり、起案文、解体業事業所変更審査票、実施機関の職員が現地を確認したときに撮影した写真、解体業変更届出書、添付書類及び標準作業書（平成18年5月20日 本件法人改訂）から成る。

(3) 行政文書の開示に関する意見書について

前述のとおり、本件法人は、実施機関に対し、平成18年10月25日付けの意見書により、開示することについて支障がない旨の意見を提出しているところであるが、実施機関の職員は、条例第16第1項の規定に基づく意見書提出の機会を付与するに際し、本件法人に対して、口頭により、あらかじめ本件処分のような形態で一部開示とする考えである旨を伝えており、これに対し、同法人は、口頭により、そのような形で対応してもらえらるならありがたい旨を回答している。

3 条例第8条第2号所定の不開示情報該当性について

(1) 本件項目が条例第8条第2号本文の「法人等に関する情報」に当たることについて、実施機関と申立人との間に争いがない。問題は、同項目が同号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たるか否かにある。これらの点については、次のように判断する。

(2) 条例第8条第2号イの該当性について

ア 前述のとおり、条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、その第2号において、法人等に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。その趣旨は、行政機関が保有する法人等に関する情報を公にすることによって、当該法人等に不利益を与えることを防止しようとするところにある。

しかしながら、情報は受け手側の事情によりその価値が異なるものである。そして、法人等に関する情報の場合、その使われ方いかんによっては当該法人に思わぬ不利益を及ぼすおそれもある。このことから、法人等に関する情報のうちいかなる情報の開示が当該法人等に対し不利益を及ぼすことになるのかは一義的には明らかでないといえることができる。また、法人等に関する情報は、開示・不開示に、地方公共団体が直接の利害関係を有しない第三者情報である。このような観点からすれば、条例第8条第2号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に当たるか否かは、開示することによって得られる利益と失われる当該法人の利益とを比較衡量して決するのが相当である。そして、この衡量にあたっては、法人等及び情報の性格、情報取得の任意性の有無等の諸般の事情を総合して判断されるべきである。

以上の見地に立って、本件項目を検討する。

#### イ 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 41の情報について

(ア) 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 41の情報は、解体業許可申請書に記録されるべき情報として解体業許可申請者が提出義務を負うものである（自動車リサイクル法第61条第1項）。そして、当該情報のうち施設等の項目又は構造に関する部分は、本件法人の事業所に保管場所、燃料採取場所、解体作業所又は部品保管場所等があるか否か、また、それらがどのような構造であるのかについてその概略を示す情報であるから、施設に係る許可基準（同法施行規則第57条第1号）に直接かかわるものとして、県民が実施機関による許可処分の適正さをチェックする上で必要な情報であるといえることができる。

他方、施設等の項目又は構造に関する部分は、実施機関が作成した手引書、「自動車リサイクル法許可申請等の手引【解体業】」（以下「手引」という。）中の解体業許可申請書記入例からも明らかなように、解体業を行おうとする者において共通する面が多く、推測可能な情報として秘匿要請が弱いものであるといえることができる。

したがって、当該情報のうち、施設等の項目又は構造に関する部分は、これを開示することによって得られる利益が失われる利益に優越するといえることができるから、条例第8条第2号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情



報に当たらないというべきである。

- (イ) 以上に反し、当該情報のうち数値に関する部分は、本件法人の事業所の処理能力に関する内部管理情報である。そして、かかる情報の正確な内容は、通常、事業経営に深くかかわっている者のみが知りうるところであり、本件の場合、かかる情報が、一般人が容易に入手することのできる状態におかれているとの事情は認められない。したがって、当該情報のうち数値に関する部分は、純粋な私法人である本件法人の事業の円滑な遂行を保護する観点から秘匿要請が強い情報であり、同法人は、その開示の範囲、相手方等を自由に選択することができるという正当な利益を有しているといえることができる。

他方、数値に関する部分は、解体業許可申請書に記載すべき情報ではあるものの、自動車リサイクル法が施設に係る基準に関し定量的表現を採用していない（同法第62条第1項、同施行規則第57条参照）ことに照らせば、同基準との直接の関連性はなく、本件法人の利益を犠牲にしてもなお開示すべき情報とはいえない。

このような事情を総合すると、当該情報のうち数値に関する部分は、これを開示することによって得られる利益が失われる利益に優越するといえることができないから、条例第8条第2号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たるといえるべきである。

- ウ 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 42から46まで、91、92及び132から135までの情報について

- (ア) 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 42から46まで、91、92及び132から135までの情報は、本件法人の事業所内においてどのような施設又は設備がどのように配置されているのか、また、その施設又は設備がどのような構造を有しており、その寸法又は能力がどの程度のものであるのかを示すものであるから、本件法人の、作業工程又は施設等の処理能力若しくは施設管理に関する内部管理情報である。そして、これらの情報の正確な内容は、「不開示項目」欄 42及び91の情報のうち囲いに関する部分を除き、通常、事業経営に深くかかわっている者のみが知りうるものであり、本件の場合、これらの情報が、一般人が容易に入手することのできる状態におかれているとの事情は認められない。したがって、これ

らの情報は、「不開示項目」欄 4 2 及び 9 1 の情報のうち囲いに関する部分を除き、純粹な私法人である本件法人の事業の円滑な遂行を保護する観点から秘匿要請が強い情報であり、同法人は、その開示の範囲、相手方等を自由に選択することができるという正当な利益を有しているといえることができる。

他方、これらの情報は、本件法人の施設において、廃油及び廃液の地下浸透等を防止するための必要な措置が講じられているかという施設に係る許可基準に直接かかわるものであるものの、この点については、解体業許可申請書中の「標準作業書の記載事項」欄、汚水升の設計計算書、改善報告書及び解体事業所変更審査票の各文書のうち本件処分により開示された部分並びに「不開示項目」欄 4 1 の情報のうち条例第 8 条第 2 号イに該当しないと判断される部分を確認することにより一応のチェックが可能である。したがって、これらの情報は、本件法人の利益を犠牲にしてもなお開示すべきものとはいえない。

このような事情を総合すると、当該情報は、「不開示項目」欄 4 2 及び 9 1 の情報のうち囲いに関する部分を除き、これを開示することによって得られる利益が失われる利益に優越するといえることができないから、条例第 8 条第 2 号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たるといえるべきである。

- (イ) 以上に反し、「不開示項目」欄 4 2 及び 9 1 の情報のうち囲いに関する部分は、施設の外側から認識しうるものとして一般人が容易に入手することができる情報であり、これを開示することによって失われる本件法人の利益を観念することはできないから、条例第 8 条第 2 号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たらないといえるべきである。

#### エ 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 4 9 の情報について

別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 4 9 の情報は、本件法人について、いずれの事業者と取引関係に立つのか、また、従業員をどのような形態により何人雇用しているのか、さらに、使用済自動車等の引取実績、許可取得後の年間計画、解体実績、解体能力、使用済自動車又は解体自動車の保管状況がどの程度のものなのか、さらにまた、その財務状況がどのようなもの

であるのかを示すものであるから、同法人の重要な内部管理情報である。そして、当該情報は、通常、事業経営に深くかかわっている者のみはその正確な内容を知りうるものであり、本件の場合、当該情報が、一般人が容易に入手することのできる状態におかれているとの事情は認められない。したがって、当該情報は、純粋な私法人である本件法人の事業の円滑な遂行を保護する観点から秘匿要請が強い情報であり、同法人は、その開示の範囲、相手方等を自由に選択することができるという正当な利益を有しているといえることができる。

他方、当該情報は、解体業を継続できないことが明らかでないかとの許可の基準（自動車リサイクル法施行規則第57条第2号ロ）を審査するためのものではあるものの、事業計画書のうち本件処分によって開示された部分を通じ、かかる基準への適合性については、一応のチェックが可能であるから、本件法人の利益を犠牲にしてもなお開示すべきものとはいえない。

したがって、当該情報は、これを開示することによって得られる利益が失われる利益に優越するといえることができないから、条例第8条第2号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たるというべきである。

オ 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 117から123までの情報について

別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 117から123までの情報のうち、「施設基準」欄に記録されている部分は、本件法人の施設若しくは設備の規模、構造、能力がどの程度のものであるのかを示すもの又はその経営方針がどのようなものであるのかを示す情報であり、また、「解体業事業所変更に伴う現地検査結果」欄において不開示とされた部分は、本件法人に対する実施機関からの指導事項及びこれに対する同法人の対応結果を示す情報であるから、施設等の処理能力若しくは経営に関する内部管理情報又は社会的信用に関する情報である。そして、当該情報は、通常、事業経営に深くかかわっている者のみはその正確な内容を知りうるものであり、本件の場合、一般人が容易に入手することのできる状態におかれているとの事情は認められない。したがって、当該情報は、純粋な私法人である本件法人の事業の円滑な遂行を保護する観点から秘匿要請が強い情報であり、同法人は、その開示の範囲、相手方等を自由に選択することができるという正当な利益を有しているとい

うことができる。

他方、当該情報が記録されている解体業事業所変更審査票は、本件法人が行った、自動車リサイクル法第63条第1項の規定に基づく解体業変更届出について、実施機関がその適否を審査する際に用いたチェック票であるものの、当該情報は、許可の基準とは直接の関連性がないものであるから、本件法人の利益を犠牲にしてもなお開示すべき情報とはいえない。

したがって、当該情報は、これを開示することによって得られる利益が失われる利益に優越するということができないから、条例第8条第2号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たるといえるべきである。

カ 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 58から84まで、86、87、90、93から116まで、124から128まで及び141から162までの情報について

(ア) 別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 58から84まで、86、87、90、93から116まで、124から128まで及び141から162までの情報は、本件法人の従業員、保有財産、施設若しくは設備の規模、構造及び能力、作業工程又は営業方針等に関する内部管理情報である。そして、当該情報は、通常、事業者及びその従事者のみが正確な内容を知りうるものであり、本件の場合、「不開示項目」欄 81の情報のうち困いに関する部分（以下「困いに関する部分」という。）を除き、一般人が容易に入手することのできる状態におかれているとの事情は認められない。したがって、当該情報は、純粋な私法人である本件法人の事業の円滑な遂行を保護する観点から秘匿要請が強い情報であり、同法人は、その開示の範囲、相手方等を自由に選択することができるという正当な利益を有しているといえることができる。

他方、別紙一覧表のうち、「不開示項目」欄 58から84まで、93から116まで及び141から162までの情報が記録されている標準作業書は常備が義務づけられている文書（自動車リサイクル法施行規則第57条第2号イ参照）であるものの、手引から明らかなように、解体業許可申請書の添付書類ではなく、本件法人の任意の協力のもと、実施機関が提出を受けたものである。また、「不開示項目」欄 86及び87の情報が記録されている1月18日立入時の写真及び11月26日立入時の写真又は「不

開示項目」欄 124 から 128 までの情報が記録されている参考資料（写真）は、本件法人からの改善報告又は解体業事業所変更届の提出に伴う現地検査に際し、同法人の承諾のもと、実施機関の職員が事業所内の状況を撮影したものである。

このように、これらの情報は、法的に提出等が義務づけられているものではなく、実施機関は、標準作業書の提出依頼又は写真撮影の協力依頼が拒否されたとしても、そのことをもって解体業の許可等を拒否することが許されないことから、本件法人の利益を犠牲にしてもなお開示すべき情報とはいえない。

このような事情を総合すると、これらの情報は、囲いに関する部分を除き、開示することによって得られる利益が失われる利益に優越するということができないから、条例第 8 条第 2 号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たるといえるべきである。

(イ) 以上に反し、囲いに関する部分については、これが記録されている平面図と「不開示項目」欄 42 及び 91 の情報が記録されている平面図とが同一のものであり、同情報のうち囲いに関する部分が条例第 8 条第 2 号イに掲げる情報に当たらないと判断されることから、同様に判断すべきである。

キ 以上、本件項目のうち、「不開示項目」欄 41 の情報中の施設等の項目又は構造に関する部分並びに「不開示項目」欄 42、81 及び 91 の情報中の囲いに関する部分は、条例第 8 条第 2 号イの「公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に当たらないが、その余は同号イに掲げる情報に当たる。

(3) 条例第 8 条第 2 号ただし書の該当性について

ア それでは、本件項目のうち、「不開示項目」欄 41 の情報中の施設等の項目又は構造に関する部分並びに「不開示項目」欄 42、81 及び 91 の情報中の囲いに関する部分以外の情報は、条例第 8 条第 2 号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するか。

イ 条例第 8 条は、その第 2 号ただし書において、法人等に関する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要

であると認められる情報」は、常に開示しなければならないと定めている。これは、当該法人等の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から、これらの法益を保護するため公開が必要なときに、比較衡量のうえで公開を求めた規定である。したがって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」といえるためには、当該法人等の事業活動によるこれらの法益に対する侵害の発生が懸念されるため周辺住民がその情報に強い関心を持つのが当然であると認められる場合であって、開示により保護される法益が当該法人等の利益に優越するものであることを要すると解するのが相当である。

ウ これを本件についてみるに、自動車リサイクル法は、廃油及び廃液の地下浸透又は廃油の事業所からの流出防止等を求めているものの（法第16条第2項、第62条第1項、施行規則第9条、第57条第1号）、ここにいう廃油及び廃液は、石油販売業者又は自動車整備業者も取り扱うところの、燃料、エンジンオイル、ミッションオイル等の各種オイル、冷却液及びウォッシャー液であり、自動車解体業者の事業所は、この点において、一般的なガソリンスタンド又は自動車整備工場に比し環境リスクが高いものであるということとはできない。また、本件法人の施設において、廃油及び廃液の地下浸透等を防止するための必要な措置が講じられているか否か、また、作業上、どのようにして廃油及び廃液が回収、保管及び処分されることとなるのかを示す情報については、本件処分により開示されている部分及び「不開示項目」欄41の情報のうち条例第8条第2号イに該当しないと判断される部分から、その概要を知ることができる。

このような事情を踏まえるなら、本件の場合、当該法人等の事業活動による人の生命、健康、生活又は財産に対する侵害の発生が懸念されるため周辺住民がこれらの情報に強い関心を持つのが当然であるとは認め難い。

したがって、本件項目のうち、「不開示項目」欄41の情報中の施設等の項目又は構造に関する部分並びに「不開示項目」欄42、81及び91の情報中の囲いに関する部分以外の情報は、条例第8条第2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たらないというべきである。

(4) 以上のとおりであるから、本件項目のうち、「不開示項目」欄41の情報中

の施設等の項目又は構造に関する部分並びに「不開示項目」欄 4 2、8 1 及び 9 1 の情報中の囲いに関する部分は、条例第 8 条第 2 号所定の開示情報に該当しないが、その余は同号所定の開示情報に該当するというべきである。

#### 4 結論

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 議 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成19年 1月15日	諮 問
2月22日	実施機関から不開示理由説明書を受理
3月19日	審 議
6月 6日	審 議
7月24日	審 議
8月23日	審 議
10月16日	審 議



山梨県情報公開審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
石 川 恵	弁護士	
久保嶋 正 子	公認会計士	
濱 田 一 成	元山梨学院大学教授	会 長
丸 山 博	元山梨県地方勤労委員会事務局長	
水 上 浩 一	弁護士	会長代理

(五十音順)